**第 6 回　都市自治体における今後の「地方創生」のあり方に関する研究会　議事概要**

**日　時**：2026 年 9 月 30 日（水）　17：00～19：00

**場　所**：都市センターホテル 6F　605 会議室（Zoom 併用）

**出席者**：大杉覚 座長（東京都立大学法学部 教授）、中村悦大 委員（愛知学院大学総合政策学部 教授）、藤波匠 委員（株式会社日本総合研究所調査部 主席研究員）、山岸絵美理 委員（立正大学法学部 准教授）、吉弘憲介 委員（桃山学院大学経済学部 教授；オンライン出席）

米田研究室長、加藤主任研究員、吉澤研究員、野澤研究員、浅見研究員（日本都市センター）

**議　事**：1. 開会

2. 山岸委員によるご報告
3. 質疑・意見交換
4. 報告書の構成について
5. その他
6. 閉会

## 1.　山岸委員によるご報告

### （1）若い女性の流出と男女共同参画の課題

- 若い女性の東京圏への流出には、賃金や雇用の問題に加え、固定的な性別役割分担意識、アンコンシャス・バイアス、男性を優先する慣習等による生きづらさが関係している。経済や人口の維持という文脈だけでは解決が難しく、自治体の男女共同参画の課題として捉え直す必要がある。
- 固定的な性別役割分担意識は、個人の意思や能力による役割の選択を妨げ、自由や平等を侵害する問題である。こうした意識に基づく「ジェンダー秩序」は、自治体行政の組織や地域社会にも存在し、制度や慣行を通じて再生産される構造として捉える必要がある。
- 男女共同参画社会基本法は、男女が対等な構成員として意思決定過程に参画することや、地方公共団体が区域の特性に応じた施策に取り組む責務を定めている。男女共同参画の状況には地域差があるため、国の画一的な施策だけでは限界があり、自治体自身による課題の把握と取組みが求められる。

### （2）「地方創生」と女性活躍推進政策の関係

- 先行研究では、女性活躍推進政策が経済成長や労働力確保の手段として位置づけられ、人権の尊重や個人の尊厳を重視する男女共同参画政策とは最終的な目標が異なることが指摘されている。自治体の担当者に混乱が生じているという指摘もある。
- 「地方創生」と女性活躍推進政策は同時期に展開され、女性の就労、結婚・出産・子

育て支援が地域経済の活性化や人口減少対策に組み込まれてきた。地方創生2.0ではアンコンシャス・バイアスや意思決定への女性の参画にも言及されており、「地方創生の『女性政策』」と男女共同参画政策の関係を改めて検討する必要がある。

**（３）地方女性活躍推進交付金の変遷**

・ 地方女性活躍推進交付金は、女性の職業生活における活躍を支援するため、自治体に交付されるものである。2017年度には、地域性、成果の見える化、官民・地域連携、政策連携という要件が追加された。

・ 2020年度以降は、困難を抱える女性への支援や、NPO等と連携したつながりの回復に関する事業が追加され、2023年度以降は男性も対象に含めるなど、事業内容が多様化してきた。交付要件や実施方法についても変更が重ねられている。

・ 同交付金は、第1～2期「地方創生」、デジタル田園都市国家構想、地方創生2.0等の関係施策に位置づけられてきた。女性活躍推進のための交付金が「地方創生」の政策体系に組み込まれ、地域経済等の観点から活用されていることが確認できる。

**（４）交付金事業の課題と自治体の主体性**

・ 交付要件の厳格化が自治体の創造性や政策意欲にどのような影響を及ぼすのか、交付自治体数の増加が主体的な取組みの拡大なのか、国のメニューへの追従なのかといった点を検討する必要がある。委託先の選定や事業実施のあり方も課題となる。

・ 公開されている事業事例には、講座や研修、啓発イベント等が多くみられる。こうした事業には一定意義があるが、構造的差別の是正につながっているかについては、継続的な取組みと目的に照らした検証が必要である。

・ 交付金事業を実施することと男女共同参画政策に取り組むことは同義ではない。今後は、各年度の事業内容や担当部署、同一自治体における取組みの変化を分析し、自治体が地域の課題に主体的に向き合う事例を検討したい。

## 2. 質疑応答・意見交換

**（１）女性政策と行政組織のジェンダー格差**

**〇意見**

・ 女性が働きやすい環境を整えることは地方への定着にとって重要であるが、ジェンダー秩序そのものの改善には、それに対応する取組みが必要である。「地方創生」が日本創生会議のいう「若年女性人口」への注目を契機に始まった経緯も踏まえ、男女共同参画との関係を整理する必要がある。

・ 国や自治体も内部にジェンダー格差を抱えており、自治体では会計年度任用職員に女性が集中している。行政自身の非正規雇用の問題を改善するため、職員定数や財源を含む体制整備が必要ではないか。

**（２）自治体の計画と担当部署の関係**

**〇意見・質問**

・　愛知県内の自治体議会の会議録データを見ると、「男女共同参画」というワードの出現頻度は概ね横ばいである一方、「女性」と「活躍」は2014年頃に増加している。両政策の捉え方や、子育て支援・人口減少対策との結びつきの違いが興味深い。

・　自治体では男女共同参画計画と女性活躍推進に関する計画を一体的に扱う場合もある。「地方創生」の考え方が男女共同参画計画にどの程度影響しているのか、担当部署を含めて実態をみる必要があるのではないか。

**〇回答**

・　男女共同参画の所管部署は、教育委員会内に置かれる場合もあり、自治体によって位置づけが異なる。「地方創生の『女性政策』」との重なりや担当部署の違いも含めて検討したい。

**（３）交付金の要件と自治体の裁量**

**〇質問**

・　交付要件が厳しくなることを、国による統制の強化として理解してよいのか。

**〇回答**

・　同交付金は、自由に使える財源というより、国が推進する特定の事業に合致するプログラムに補助を付ける仕組みと考えられる。一定の目的の下で工夫する余地があり、要件の変更が自治体の事業選択をどの程度制約しているかは、実際の事業をみなければ判断できない。

・　公開されている事例には類似したモデル事業だけでなく、家族問題に関する法律相談等もみられる。国の要件によって事業が収斂する面と、自治体ごとに異なる事業が生まれる面の双方に着目するとよいのではないか。

**（４）交付金の活用状況と自治体間の違い**

**〇意見・質問**

・　交付金を活用する自治体数は増加しているが、活用していないところも多い。都道府県の事業として実施する場合と市町村が独自に実施する場合等の違いを含め、活用を促す要因を把握できるとよいのではないか。

・　男女共同参画への取組みには自治体間で大きな差がある。個別自治体の女性関係施策全体を、男女共同参画的なものと地方創生的なものに整理し、交付金との関係を分析できるとよいのではないか。

**〇回答**

・　活用自治体の増加には、対象となる事業内容の拡大が関係している可能性があるが、現段階では仮説である。各自治体の政策の位置づけや具体的な事業内容の分析を進めたい。

### （５）少子化とジェンダー意識の地域差

**〇意見**

- 結婚をめぐる意識の変化をみると、女性自身の収入や貯蓄の増加が結婚の契機となり得ることや、男性が結婚相手に経済力を求める傾向が示されている。少子化対策の観点からも、女性の経済環境やジェンダー格差を検討する必要がある。
- 有配偶出生率には地域差があり、固定的な性別役割分担意識をめぐる男女の認識の差が、子どもを持つことへの合意形成に関係する可能性がある。ただし、利用できる意識調査は地域区分等に制約があり、現時点では仮説として今後の分析が必要である。

## 3. 報告書の構成について

### （１）報告書の概要と執筆方針

- 報告書はA5判・横書きとし、「地方創生」のこれまでの10年間の成果と課題を各執筆者の視点から検証した上で、今後のあり方を展望する。研究会及び検討会議での議論を踏まえ、自治体関係者や学識者の参考となる内容を目指す。
- 各章は1万字程度、各委員の担当は1～2章を目安とする。原稿のほか、各章300字程度のエグゼクティブサマリー及び執筆者プロフィールを提出する。

### （２）執筆分担と章構成についての事務局案

- 序章は「地方創生10年の変容と問題意識（仮）」として、大杉座長に5,000字程度を目安に執筆を依頼する。
- 第1・2章はアンケート調査の分析に充てる。中村委員及び事務局が、総合戦略の策定・運用体制、「地方創生」におけるガバナンスと自治等を扱う。文量が多くなる場合は章の分割を検討する。
- 第3章は「地方創生」と都市自治体の財政について、吉弘委員に地方交付税、交付金、ふるさと納税等を扱う方向で執筆を依頼したい。
- 第4章は姫路市の連携中枢都市圏、秩父市の定住自立圏の調査を踏まえた広域連携を扱い、事務局が執筆する案とする。
- 第5章は産業・雇用、移住・定住、少子化等の個別政策の検証について藤波委員が担当し、文量によっては2章に分けることも検討する。
- 第6章は山岸委員が本日の報告内容を踏まえて執筆する。第7章は見附市、豊岡市、三条市の事例分析を事務局が担当する案とし、ヒアリング調査結果は全委員に共有する。委員が事例を取り上げる場合は分担を調整する。
- 終章は「今後の都市自治体と自治のあり方（仮）」について、大杉座長に取りまとめを依頼する。資料編には研究会名簿、議事概要、アンケート調査票等を掲載する。

### （３）構成案に関する意見と今後の検討

- 章の順序は、総論的な分析と個別政策、事例分析との関係が読者に伝わるよう、原稿

がある程度揃った段階で再検討する。広域連携は重要なテーマであり、単なる事例紹介にとどまらない章として論じる。

・ 論点メモとの対応を踏まえると、交付金をどこまで分析できるか、都市自治体と都道府県の役割分担をどこまで扱えるかが課題となる。

・ 関係人口やふるさと住民登録についても、先行的な取組みや制度の運用を紹介する必要があるのではないか。序章で言及することも含め扱いを検討する。

**（４）アンケート調査結果の利用と公表**

・ 各委員がアンケートのどの設問・結果を扱うかを事前に共有し、中村委員の分析と重複しないよう調整する。「地方創生」を担う職員体制の男女の偏り等も、山岸委員の分析と関係する論点となりそうである。

・ アンケートの単純集計結果は、オンラインで公表する予定である。公表対象は集計結果であり、ローデータの公開は想定していない。

**（５）執筆と刊行のスケジュール**

・ 第 7 回研究会では、各章で扱う内容と目次案等の試案を持ち寄って議論する。第 8 回研究会では、執筆内容を報告し、概念や用語を調整するとともに、報告書のタイトルを確定する予定である。

・ 原稿、エグゼクティブサマリー及びプロフィールの提出期限は 2027 年 1 月末日とする。2 月に校正を行い、3 月中旬に印刷・製本、下旬に刊行する予定である。刊行後は全文 PDF を日本都市センターのホームページで公開する。

## 4. その他

**（１）今後の現地調査について**

・ 現地調査は秩父市、姫路市、豊岡市、三条市、見附市の 5 自治体を予定している。

・ 集合場所等の詳細は事務局から個別に連絡する。宿泊を伴う調査の宿泊は事務局で手配する方向とするが、各委員の予定や個別手配の希望を確認する。

**（２）次回以降の研究会について**

・ 第 7 回研究会は 2026 年 12 月 18 日 17：00～19：00、第 8 回（最終回）は 2027 年 1 月 13 日 17：00～19：00 に開催する予定である。

・ 都市分権政策センターと合同で開催する第 2 回検討会議は、2026 年 11 月 18 日を予定している。出席及び開催の詳細は事務局から別途確認・案内する。

（文責：日本都市センター）